

輸入割当品目（水産物）の輸入承認申請等に係る変更

【変更の概要等】

- 4月1日以降に割り当てられるものについては、輸入割当証明書（IQ）と輸入承認証（IL）に係る申請は、一度、農水産室に申請するだけでILまで交付します。

これにより

- ・IQについて、有効期間等の管理をする必要がなくなります。
- ・各経済産業局等への申請にかかる時間やコストが削減されます。
- ・ILへの切替手続がなくなるので、その分だけ早く輸入ができます。
- ・ILへの切替手続の失念による輸入機会の喪失リスクが解消されます。

- ILの有効期間を6ヶ月から12ヶ月に延長します（先着順割当てでの有効期間は従来通りです。）。また、令和3年3月31日以前又は4月1日以降に交付されたILの内容変更等も、経済産業局等ではなく農水産室で対応します。

これにより

- ・12ヶ月間の連続した輸入が可能となります。
- ・ILの有効期間を気にしながら、IQからILに切り替える手間がなくなります。

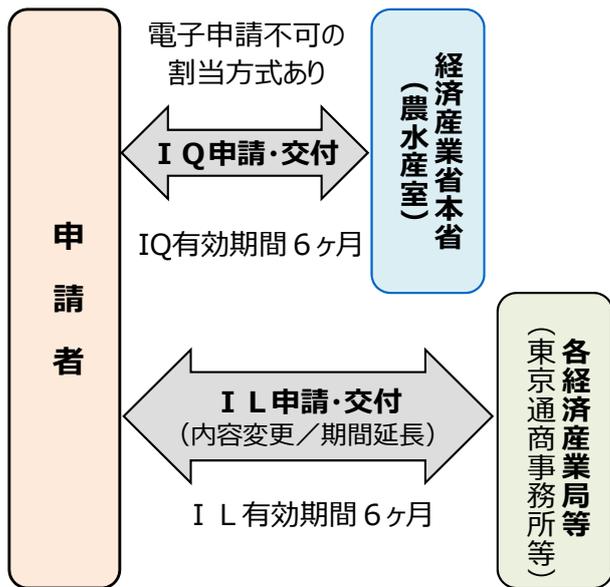
- これまで紙でしか申請できなかった「商社割当ての追加」及び「先着順割当て」の申請も電子申請(NACCS)が可能となります。

これにより

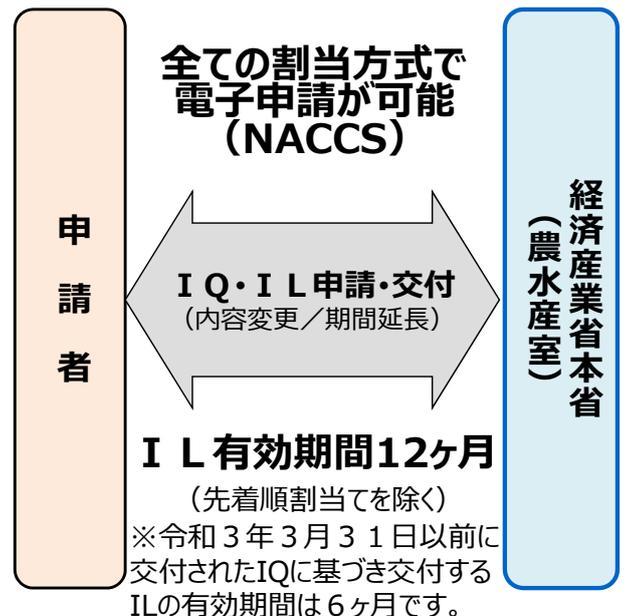
- ・全ての輸入割当てに係る申請・受領が24時間、自宅でも可能となります。
- ・ILの有効期限が30日前になると登録されたメールアドレスに通知が来ます。
- ・既に取得済みのNACCS利用者IDで商社割当ての追加申請等が利用できます。
- ・申請に係るコスト（郵送費等）やリスク（書類紛失や有効期間切れ等）の削減や、昨今の働き方改革（テレワーク等）の推進の観点からも、電子申請の積極的な活用をお願いします。

【申請手続のイメージ】

<現行>



<変更後(令和3年4月1日以降)>



<参考：電子申請の利用について（問い合わせ先）>

- 電子申請の方法・内容にお悩みの方 MAIL:qqfcbj@meti.go.jp
(経済産業省 貿易局 電子化・効率化推進室)

- NACCSインストールにお悩みの方 TEL:0120-794-550 (24時間365日対応)
(NACCSヘルプデスク) Fax:0120-794-529 (24時間365日対応)